

6 関係行政機関等の相互の密接な連携（第二三条関係）

(一) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の推進に当たっては、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に必要な措置が適切に講じられるよう、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならないこととした。

(二) 知的財産戦略本部及び関係行政機関の長は、知的財産基本法第二三条第一項に規定する推進計画においてコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関して講じようとする施策の充実が図られるよう、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならないこととした。

7 権の取扱い（第二五条関係）

(一) 国は、コンテンツの制作を他の者に委託し又は請け負わせるに際して当該委託又は請負に係るコンテンツが有効に活用されることを促進するため、当該コンテンツに係る知的財産権については、次のいずれにも該当する場合には、その知的財産権を委託者又は請負者以下(一)において「受託者等」という。(一)から譲り受けないことができることとした。

(2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。

(3) 当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用して権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。

1 (一)は、国が資金を提供して他の法人にコンテンツの制作を行わせ、かつ、当該法人がその制作の全部又は一部を委託し又は請け負わせる場合における当該法人とその制作の受託者等との関係に準用することとした。
2 (二)の法人は、(一)において準用する(一)の(2)又は(3)の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

2 (一)は、国が資金を提供して他の法人にコンテンツの制作を行わせ、かつ、当該法人がその制作の全部又は一部を委託し又は請け負わせる場合における当該法人とその制作の受託者等との関係に準用することとした。

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

4 内閣府本部組織令の一部を改正する政令（政令第一九〇号）（内閣府本部）

5 障害者基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、政策統括官の職務に関する規定につき所要の整理を行うこととした。（第三条第三号ウ関係）

6 この政令は、公布の日から施行することとした。

7 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令及び弁理士法施行令の一部を改正する政令（政令第一九一号）（経済産業省）

8 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部改正関係

9 予納届をした者の地位を承継した者は、特許庁長官に届け出なければ、予納した見込額への加算の申出ができない旨を規定することとした。（第一条関係）

10 弁理士法施行令の一部改正関係

11 弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限が解除される手続に、審査請求手数料の返還及び予納した見込額への加算の申出を追加することとした。（第六条関係）

12 この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

特許審査の迅速化等の特許法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十六年六月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第七十九号

特許審査の迅速化等の特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法昭和三十四年法律第百二十一号の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条」を「第四十六条」に改める。

第四条中「職種で」の下に、「第四十六条の二第一項第三号」を加える。

第九条中「その取下げ」の下に、「第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願」を加える。

第三十五条第二項及び第三項中「定め」の定め、「改め、同条第四項を次のように改める。

4 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めるところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。

第三十五条に次の一項を加える。

5 前項の対価についての定めがない場合又はその定めたることにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

第三十九条第四項中「場合」の下に、「第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（第四十四条第二項（第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされる

ものを含む）に係る発明とその実用新案登録に係る考案とが同一である場合を除く。」を加える。

第四十一条第一項第二号中「若しくは第四十六条第一項」を、「第四十六条第一項」に改め、「に係る特許出願」の下に「若しくは第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願」を加える。

第二章中第四十六条の次に次の一条を加える。

(実用新案登録に基づく特許出願)

第四十六条の二 実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる。この場合においては、その実用新案権を放棄しなければならない。

一 その実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から三年を経過したとき。

二 その実用新案登録に係る実用新案登録出願又はその実用新案登録について、実用新案登録出願人又は実用新案権者から実用新案法第十二条第一項に規定する実用新案技術評価（次号において単に「実用新案技術評価」という。）の請求があつたとき。

三 その実用新案登録に係る実用新案登録出願又はその実用新案登録について、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者がした実用新案技術評価の請求に係る実用新案法第十三条第二項の規定による最初の通知を受けた日から三十日を経過したとき。

四 その実用新案登録について請求された実用新案法第三十七条第一項の実用新案登録無効審判について、同法第三十九条第一項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。

2 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるもの限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第二項、第四十一条第四項、第四十三条第一項（第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。